令和 4年11月21日 建設経済常任委員会資料 都市計画部市街地整備課

専決処分関係資料(損害賠償の額を定めること及び和解のこと)

- 1 事故発生日時 令和4年10月3日(月)午前11時30分頃
- 2 事 故 発 生 場 所 加古川市平荘町磐1146番地 加古川市リサイクルセンター敷地内
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事 故 の 概 要 市公用車が方向転換するために後進した際、車両の右後部が駐車 中の相手方車両に接触し、相手方車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方物的損害 ボンネット、左ヘッドランプその他

専決日:令和 4年11月 7日 示談成立日:同年11月 7日

- 7 損害賠償の額 236,900円
- 8 予 算 措 置 等 当該事故に関する損害賠償金236,900円については、本市 と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、 同会より相手方に支払われる。